

里親への委託前養育実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、里親と委託前児童が、里親委託のための調整期間において実施する面会及び里親宅における外泊などの交流に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「委託前児童」とは、児童相談所が関与している児童であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親（以下単に「里親」という。）への委託を予定している者をいう。

2 この要綱において「委託前養育」とは、里親と委託前児童が面会及び里親宅における外泊などの交流や関係調整を行うことをいう。

(里親の選定)

第3条 市長は、委託前児童及び里親の状況を総合的に勘案し、前条第2項の委託前養育をする里親（以下「委託前里親」という。）を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により委託前里親を選定したときは、里親への委託前養育実施決定通知書（第1号様式）により、当該委託前里親に通知するものとする。

(実施期間)

第4条 委託前養育の実施期間は、10日以内とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、当該期間を延長することができる。

(報告)

第5条 委託前里親は、委託前養育の終了後14日以内に里親への委託前養育実施報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(秘密保持)

第6条 委託前里親又は委託前里親であった者は、委託前児童に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(費用)

第7条 委託前養育の実施に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、実施期間が11日以降の費用は委託前里親の負担とする。

2 前項により市が負担する費用は、日額5,400円とする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条第 2 項関係）

里親への委託前養育決定通知書

年 月 日		
様		
横須賀市長 印		
里親への委託前養育について、次のとおり決定したので通知いたします。		
児 童 氏 名	生年月日	年 月 日生（ 歳）
委 託 前 里 親	住 所	
	氏 名	
	電 話	
実 施 開 始 日	年 月 日	
（事務処理欄）		

第 2 号様式（第 5 条関係）

里親への委託前養育実施報告書

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
住所			
氏名			
年 月 日付けで決定を受けた里親への委託前養育について、次のとおり実施したので報告します。			
児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生(歳)
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		
面会、交流 等の内容等			
(事務処理欄)			